

豊岡市立図書館資料除籍基準

(1) 「内容」を基準とする除籍

①時代遅れの情報

特に科学・技術・地理・旅行など

従来、自然科学、工業書では有効10年、人文・社会科学では20年といわれていたが、近年、科学技術の進歩、社会情勢の変化はめざましく、その有効年数は3年、5年と急速に短縮されている。

②通俗の内容

悪文、貧弱な語の集まりのもの

③不完全な資料

新版、改訂版などが発行され、不要となった資料

(2) 「利用度」による除籍

①一定期間（5年～10年）まったく利用されないもの

②読物としても、レファレンス用としても利用されないもの

③重複した図書（利用度が落ちた複本など）

(3) 「形態」による除籍

①製本・印刷の悪いもの

②破損・汚損のひどいもの

背・表紙の汚損・切り取りのあるもの、書き込みのあるもの

③旧字体、旧かなづかいのもの

郷土資料、古典、文学史上価値のあるものを除く

(4) 「亡失」による除籍

①天災・火災で焼失・滅失したもの

②盗難または紛失により回収不能となったもの

③3年以上所在不明のもの

(5) 「保存期限」による除籍

①一定の保存期間を経過した雑誌・新聞